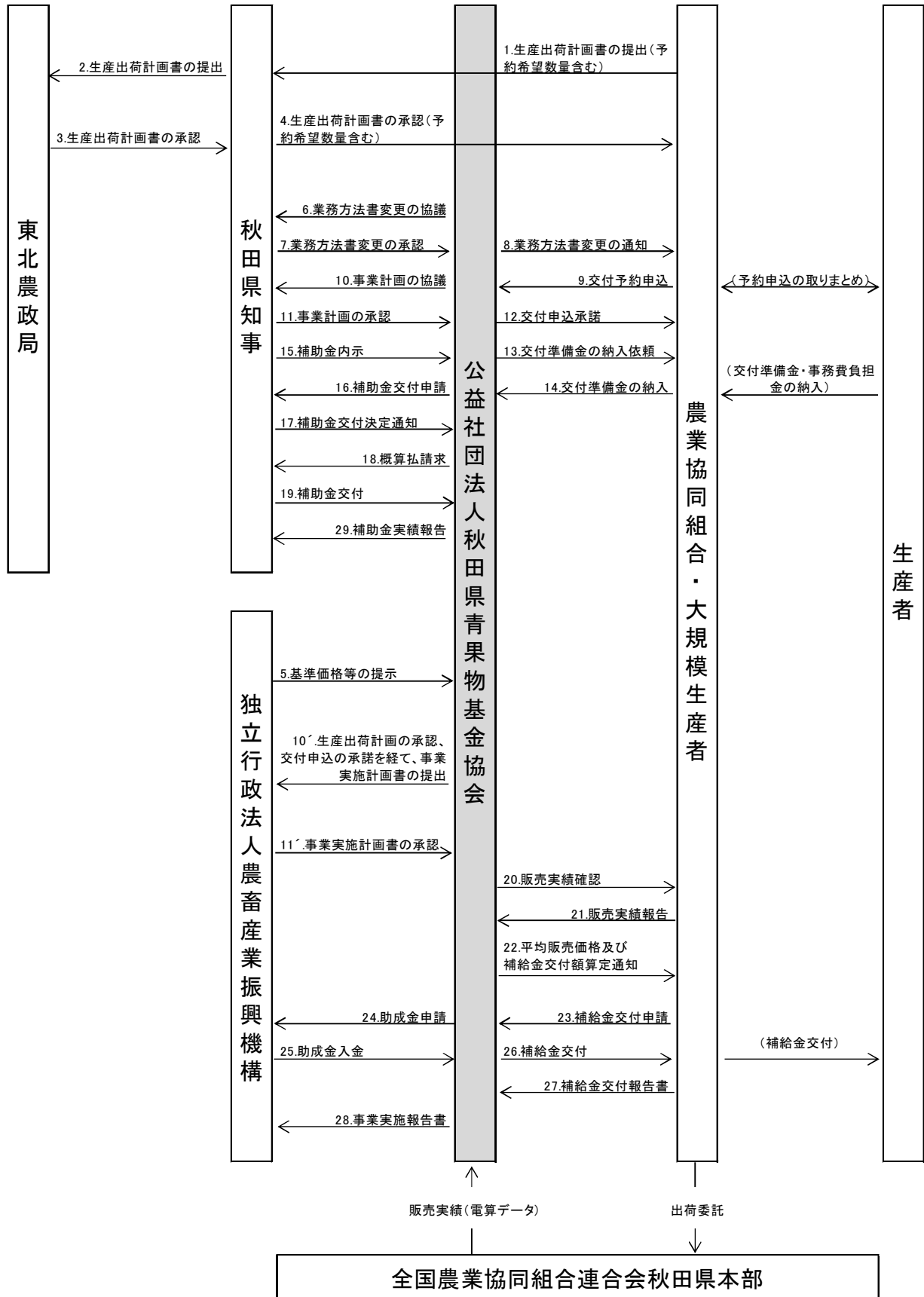


I 青果物価格補償制度の概要

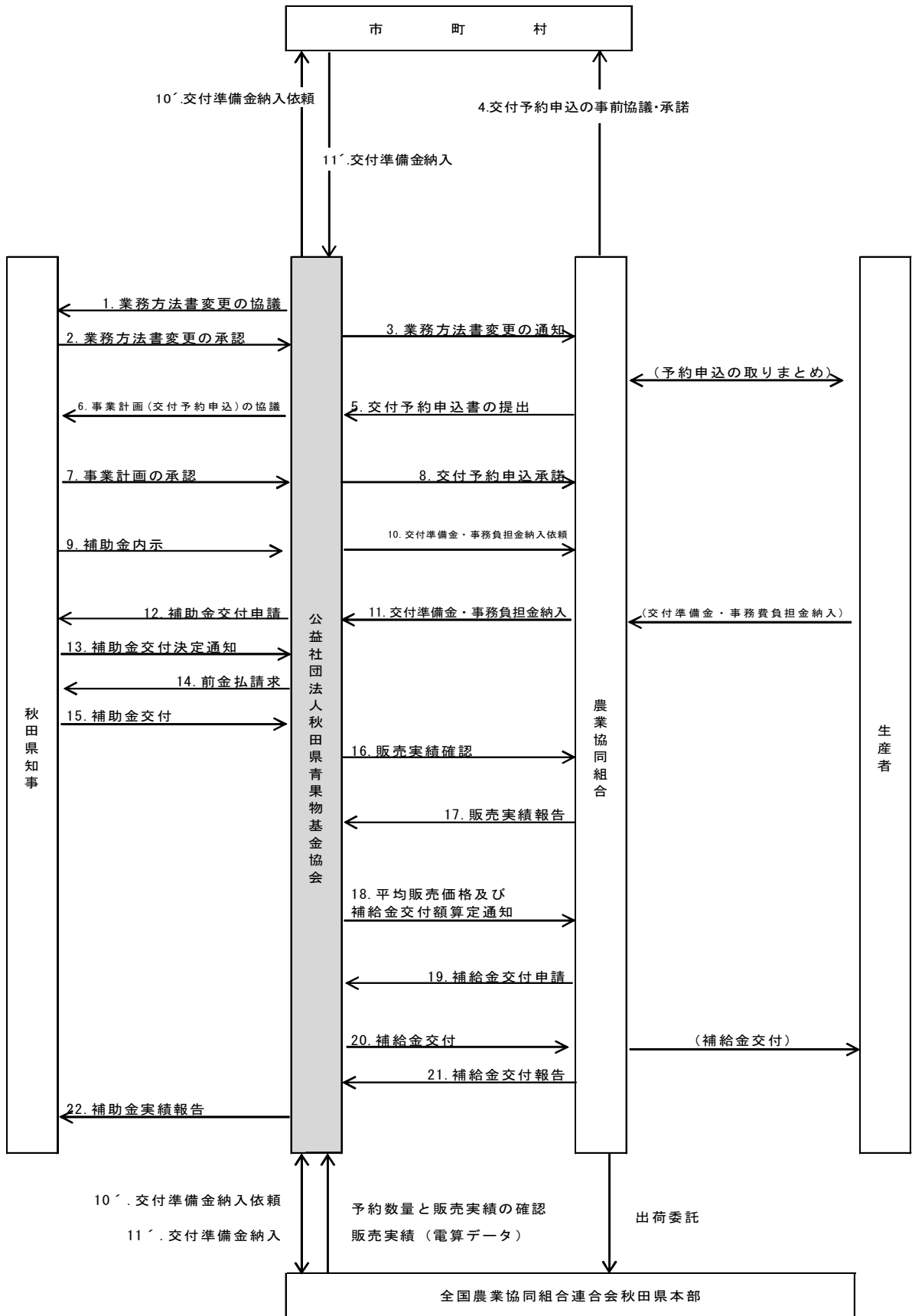
(令和5年3月 現在)

| 区 分 | 事 業 の 内 容 等 | | |
|--------------------|--|---|---|
| ① 事業実施主体 | 公益社団法人 秋田県青果物基金協会 | 公益社団法人 秋田県青果物基金協会 | 事業実施主体： 独立行政法人 農畜産業振興機構 登録出荷団体： 全国農業協同組合連合会秋田県本部 |
| ② 事業区分 | 秋田県園芸作物価格補償事業（県単事業） | 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国庫事業） | 指定野菜価格安定対策事業（国庫事業） |
| ③ 事業参加（加入）資格要件 | 協会の会員（ＪＡ及び市町村）で対象園芸作物を出荷する団体 （事業実施ＪＡ数：県内13ＪＡ） | 協会の会員であって、面積・出荷・販売要件を満たし、国から特定野菜産地として承認され、当該対象品目を出荷する団体等 （事業実施ＪＡ数：県内11ＪＡ） | 国の野菜生産出荷安定法等に基づき野菜指定産地の区域の全部をその活動地区の全部又は一部とするＪＡであって、当該指定野菜を出荷する団体 （事業実施ＪＡ数：県内9ＪＡ） |
| ④ 産地の要件 | 特に定めはない | 面積要件：作付面積が概ね5ヘクタール以上 （※ 生しいたけ…ほだ木5万本相当以上（菌床おむね15万個／培地重量1担）） | 面積要件： 葉菜類・根菜類…概ね20ヘクタール 果菜類の夏秋…概ね12ヘクタール 果菜類の冬春…概ね8ヘクタール |
| ⑤ 出荷の要件 | 同上 | 当該産地から出荷される当該特定野菜の出荷数量のうち共同出荷組織等によるものが概ね2/3を超えているか又は超える見込みが確実であること | 1 その区域内で生産される当該指定野菜で、その出荷が共同出荷組織等により行われるものの数量の合計の当該指定野菜の出荷数量に対する割合が2/3を超えているか、又は超える見込みが確実であること。 2 当該指定野菜の出荷が全体として合理的かつ計画的に行われているか、又は行われる見込みが確実であること。 |
| ⑥ 販売の条件 | 1 ＪＡ全農あきたを通じて出荷したものであって、市場販売したものであること。（買付含む） 2 秋田県青果物標準出荷規格及び農業協同組合で定める規格品で検査品であること。 | 1 ＪＡ全農あきたを通じて出荷したものであって、市場販売したものであること。（買付含む） 2 秋田県青果物標準出荷規格及び農業協同組合で定める規格品で検査品であること。 | 1 ＪＡ全農あきたを通じて出荷したものであって、市場販売したものであること。（買付含む） 2 独立行政法人農畜産業振興機構の定める規格、秋田県青果物標準出荷規格及び農業協同組合で定める規格品で検査品であること。 |
| ⑦ 業務対象年間 | 3カ年（令和4年度～令和6年度） | 3カ年 | 3カ年 |
| ⑧ 対象品目 | （27品目） ・トマト・ミニトマト・きゅうり ・ピーマン・かぼちゃ・スイートコーン ・キャベツ・ほうれんそう・ねぎ ・みょうが・アスパラガス・だいこん ・ばれいしょ・さやいんげん ・さやえんどう・えだまめ・そらまめ ・メロン（ネット系）・チンゲンサイ ・うど・米なす・ししとうがらし ・輪菊・小菊・トルコギキョウ・りんどう ・ダリア | （特定野菜：5品目） ・えだまめ・さやいんげん・すいか ・生しいたけ・やまのいも （重要特定野菜：1品目） ・アスパラガス | （秋田県の指定野菜：4野菜） ・きゅうり・トマト・ねぎ・ほうれんそう （その他の指定野菜：10野菜） ・キャベツ・さといも・だいこん・なす ・にんじん・はくさい・ピーマン・レタス ・たまねぎ・ばれいしょ |
| ⑨ 対象出荷市場 | 北海道・東北・関東・東海・近畿の市場で、ＪＡ全農あきたと契約し、業務方法書実施細則附表で定める卸売市場 | 北海道・東北・関東・東海・近畿の市場で、ＪＡ全農あきたと契約し、業務方法書実施細則附表で定める卸売市場 | 全国の中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜の販売施設のうち独立行政法人農畜産業振興機構が定める卸売市場 |
| ⑩ 対象出荷期間 | 業務方法書実施細則別表で定める期間 | 業務方法書実施細則別表で定める期間 | 独立行政法人農畜産業振興機構の業務方法書実施細則別表で定める期間 |
| ⑪ 平均価格 | ＪＡ全農あきたを通じて出荷販売した県産品、過去5カ年の最低・最高を除く中庸3カ年の加重平均（H28～R2） | 平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数（総平均）で修正した値 | 平成26～令和元年度の市場価格を企業物価指数（農林水産物）で修正した値 |
| ⑫ 保証基準額 | 平均価格×0.9 | 平均価格×0.8 | 平均価格×0.9 |
| ⑬ 最低基準額 | 平均価格×0.6 | 平均価格×0.55 | 平均価格×0.6 |
| ⑭ 交付準備金造成単価 | （保証基準額－最低基準額）×0.9（造成率） | （保証基準額－最低基準額）×0.8（造成率） | （保証基準額－最低基準額）×0.9（造成率） |
| ⑮ 交付準備金団体別造成（取崩）割合 | 秋 田 県 40%（予算の範囲内造成） 全 農 10%（5%造成） 市 町 村 10% 農 業 協 同 組 合 10% 生 産 者 30% | 特 定 野 菜 重 要 特 定 野 菜 国 1/3 2/4 秋 田 県 1/3 1/4 生 産 者 1/3 1/4 | 一 般 指 定 野 菜 国 60% 秋 田 県 20%（負担軽減1/2） 生 産 者 20%（負担軽減1/2） |
| ⑯ 平均販売価格 | 協会と交付予約している会員の対象市場別規格品の旬別総平均販売価格 | 協会と交付予約している会員の対象市場別規格品の旬別総平均販売価格 | 独立行政法人農畜産業振興機構に交付予約している全国の登録出荷団体の対象市場群別規格品の旬別総平均販売価格 |
| ⑰ 算出期間 | 売立月日による旬別計算 | 売立月日による旬別計算 | 売立月日による旬別計算 |
| ⑱ 発動基準 | 対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合 | 対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合 | 対象期間における旬別平均販売価格が保証基準額を下回った場合 |
| ⑲ 補給金単価 | （保証基準額－平均販売価格（又は最低基準額の何れが高い額））×0.9（補てん率） | （保証基準額－平均販売価格（又は最低基準額の何れが高い額））×0.8（補てん率） | （保証基準額－平均販売価格（又は最低基準額の何れが高い額））×0.9（補てん率） |
| ⑳ 補給金の計算 | 旬別出荷数量（又は按分旬別出荷数量の何れが少ない数量）×補給金単価 （団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金取崩割合） | 旬別出荷数量（又は按分旬別出荷数量の何れが少ない数量）×補給金単価 （団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金取崩割合） | 旬別出荷数量（又は按分旬別出荷数量の何れが少ない数量）×補給金単価 （団体別の取崩額は、上記補給金×交付準備金取崩割合） |
| ㉑ 事務費負担金 | 当該事業の実施にあつては、生産者からの事務費負担金が必要となります。その額は、交付予約数量×事務費負担金単価で計算され、納入期限は毎年7月末です。 | 当該事業の実施にあつては、生産者からの事務費負担金が必要となります。その額は、交付予約数量×事務費負担金単価で計算され、納入期限は毎年7月末です。 | 指定野菜事業は対象外です。 |

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業フローチャート



秋田県園芸作物価格補償事業フローチャート



果樹経営支援対策事業（整備事業・未収益期間支援事業）フローチャート

